

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	6 6 2	受 理 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日
件 名	ホテルの営業許可等の反対 (上京区西柳町)		
要 旨	<p>今般、上京区五辻通御前東入西柳町588番地において、土地面積411.05平方メートル、延べ床面積583.59平方メートル、4階建て(13.20メートル)12室のホテル建設が計画されている。</p> <p>この界わいは、近年管理者が常駐しないものも含めて簡易宿泊施設が急増し、ゴミ、騒音、喫煙等の観光公害を近隣住民が負担しており、町の様相が一変してきた。</p> <p>今回のホテル建築予定地の北側は、翔鸞小学校のグラウンドと水泳プールが控え、南側に面する市道(五辻通)は、道路幅員(約4メートル)が狭く、かつ、路側帯のみの歩車道の区別がない東行き一方通行の道路で、東方約50メートルに翔鸞小学校の正門があることから通学路となっている。通学時間帯は公安委員会が指定する通行禁止(午前7時30分～8時30分、午後2時30分～4時30分)の規制道路で、同校の教員と地域ボランティア(見守り隊)が登下校児童の安全確保に努めている。</p> <p>また、通学時間帯以外も同小学校に隣接して翔鸞幼稚園及び児童公園、西方に北野天満宮、東方に千本釈迦堂があることから、児童や高齢者などの往来が頻繁で、東方の西陣病院への救急車や一般車両等の通行も多い道路である。</p> <p>さらに、この地域は低層住宅が建ち並び、京都市市街地景観整備条例第33条第1項の規定により、上京北野界わい景観整備地区界わい景観整備計画の対象エリアであり、この地に当該ホテルの建設は地域の特性になじまず、周辺住民の生活にも多大な影響を与えるものである。</p> <p>私たち住民は事業主に対し、建設計画の撤回を求める要望書と近隣住民527筆(12月2日現在)の署名を提出した。</p> <p>この間、市長は、市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けた基本方針と具体的方策を発表され、市民生活と調和しない宿泊施設は控えてもらおうと宣言されており、具体的な行政手法による新たな規制を検討され、市民生活の安心、安全を守る必要性を認識されて発表されていることと思う。</p> <p>ついては、私たちの切実な願いを受け止めていただき、ホテルの建設設置、営業を許可しないよう願う。</p> <p>なお、署名645筆を添えて提出する。</p> <p>市の指導にもかかわらず、事業者が地元住民との協議に応じることなく、また、事業者が誠実な対応をすることなく、計画を進める際には、</p> <p>(元.12.20 一部訂正)</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	寺田 一博, 中村三之助, 大道 義知, 片桐 直哉		
付 託 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		